

議案第27号

愛西市下水道条例の一部改正について

愛西市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年3月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、公共下水道事業における使用料に係る延滞金の規定を整備するため、改正する必要があるからである。

愛西市下水道条例の一部を改正する条例

愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項を次のように改める。

市長は、前条の規定による督促をした場合においては、愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成17年愛西市条例第60号）の定めるところにより延滞金を徴収することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。